



仙台市 市民センター(公民館)の歴史

私が以前(30代~40代にかけて7年間)、市民センターに社会教育主事として勤務していたことは、これまでの校長室だよりで何度か触れました。今回は、その仙台市市民センターのこれまでの歩みについて、簡単に紹介いたします。

(1) 仙台市中央公民館の歴史

昭和21年10月 在仙文化人有志により、宮城県医師会館内に設立

昭和24年 8月 仙台市公民館条例の制定により、仙台市公会堂(現市民会館)内に「仙台市公民館」が誕生。以後、市内8カ所(生出、長町、高砂、中田、岩切、七郷、柏木、一番町)に、公民館が設置された。

昭和46年 8月 公会堂解体・市民会館建設に伴い、東二番丁の教養センターに移転。48年から「中央公民館」の名称となる。

昭和58年 3月 仙台駅東口「パルシティ仙台」内(現生涯学習支援センター)に新築移転し、榴岡図書館と共に開館した。

(2) 新しい「市民センター」誕生の経緯

① 公民館と市民センター

- ・ 仙台市では、従来より、地域における社会教育施設としての「公民館」と、市民の自主活動の場としての「地区市民センター」という2種類の市民利用施設を設置してきた。

② 市民利用施設の一元化

- ・ 政令指定都市移行を前に、昭和63年1月19日、仙台市公民館運営審議会より意見書「生涯学習社会における公民館活動のあり方……政令市に向けた公民館の展望」を受ける。
- ・ 平成元年度、教育委員会所管の「公民館」と市民局所管の「地区市民センター」を併設し、施設の名称を「〇〇市民センター・公民館」の二枚看板とする。
- ・ 「専門性のある職員の配置によって社会教育事業を実施し、市民の学習ニーズに応えられる」公民館の長所と、「市民が自主的な活動を自由に展開する場」としての地区市民センターの長所を併せ持つ施設としてスタート。

③ 公民館から市民センターへ

- ・ 平成2年度、施設の名称を「市民センター」に統一し(名称の問題であり社会教育法上の「公民館」であることに変わりはない)、市民センターの財産を教育財産とし、施設の使用許可については区長に委任し、施設管理の総括を市民局、維持管理を区長に補助執行させる。

④ 「新しい市民センター」へ

- ・ 平成13年4月市民センターの業務再編により、市職員(社会教育主事)を拠点館に集中配置し(小崎は生出市民センターから太白区中央へ)、地区市民センター事業を「仙台ひと・まち交流財団」に委託する。指定管理者制度の導入を視野に入れ、財団委託よりさらに大きな改革について検討が続く。市民サービスの向上を目指すという立て前や財政面等、財団委託による運営のあり方や指定管理者制度も含めて、長所・短所などについての議論が続けられてきた。

※ 平成20年度の時点で、上記の流れの中で、市民センターは市教育委員会(中央市民センター及び各区中央市民センターの一部)と指定管理者である財団法人仙台ひと・まち交流財団(全59館)が運営。(社会教育主事は、各区中央市民センターにのみ集中配置)

(3) その後の変革

平成23年5月1日には、地域政策と教育行政の円滑な推進を図るため、教育局の第二種公所として宮城野区以外にあった各区中央市民センターを区役所組織に移管し、各区の第二種公所として位置付けました。平成24年8月28日には宮城野区中央市民センターが新設され、市民センターは、概ね中学校区毎に60館設置されています。平成26年4月1日には、中央市民センターは人材育成機能等を強化し、生涯学習支援体制を充実させるとともに、名称を「仙台市生涯学習支援センター」に変更しました。

生涯学習社会の構築が国家的課題として進められている中で、今後も市民センターは、各地域ごとの特色を生かした地域興しや地域住民の生涯学習の場として、重要な役割を果たしていくことでしょう。

..... 切り取り線

※子供たちのための、意見・要望・提案・感想・校長に知らせたいこと など

2023年3月10日()年()組 児童氏名

※メールでも随時受け付けております。kosaki-k@sendai-c.ed.jp (校長直通)